

### 健康福祉 受動喫煙防止条例について

**Q** 観光立町としての箱根町の対応について  
**A** 国は、多数の人が利用する施設について、受動喫煙の防止措置を努力する義務を推進中だが、取り組みが進んでおらず、県において、受動喫煙による悪影響から県民を守るため、「県公共的施設における受動喫煙防止条例」を制定した。

この条例は公共的施設に対して喫煙禁止区域の設置と表示、喫煙者に対しては喫煙区域以外での喫煙禁止を義務付け、違反時には罰則措置が科されるものであるが、たばこの吸引、販売自体を禁止するものではない。規制措置として、官公庁・美術館・ゴルフ場などの第1種施設には喫煙所が設置でき、第2種施設の飲食店・ホテル・旅館等は分煙の選択、事業面積の要件による特例第2種施設には自主的に受動喫煙防止対策に取り組む義務とするなど、喫煙者、施設管理者

に配慮されており、喫煙者、非喫煙者が快適に共生できるように考慮されている。町においては、町民の健康保持・増進を推進するため、町健康増進計画・食育増進基本計画を策定し、健康づくりを実践する7つの分野の1つとして、喫煙・受動喫煙が及ぼす健康被害、未成年者の喫煙防止、喫煙マナー、分煙・禁煙場所の徹底などの取り組みを目標を設定し、広報での周知や健康福祉フェスティバルにおいて知識の普及・啓発の実施をしている。

当町には、旅館、ホテル、美術館、飲食店等条例に該当する施設が数多くあり、県の講習会開催やリーフレット作成・配布、箱根温泉旅館協同組合では、客室へ4カ国語の条例趣旨説明案内文の設置準備をしている。町としても観光事業者、観光客周知として、町ホームページでの情報提供や観光パンフレットに記載する方法を検討し、国、県の「受

動喫煙防止」の取り組みに協力し、更なる普及・啓発の推進を図っていく。

**Q** 制度の存続と拡充  
**A** 本事業は、生活困窮世帯（所得税非課税世帯）の高齢者通院時におけるバス利用の交通費半額を月あたり4回までの負担軽減を図ることで実施してきたが、次の観点から平成22年度は減額の見直しを行ったものである。近年の医療体制は、安心感が持てる医療連携体制の推進として「かかりつけ医」の重要性、役割が示されている。総合病院などの大病院での治療を否定するものではないが、風邪などの一過性の急性疾患や症状の安定した生活習慣病などの慢性疾患の治療は「かかりつけ医」が行い、高度・専門的な治療は病院が行うといった役割を分担するものと考えている。ご承知のとおり、総合病院の外来は受診者が多く、待ち時間が長くなることから、日ごろから継続して診察を受ける「かかり

つけ医」を持つことにより、高度、専門的診断や治療が必要となった場合には、「かかりつけ医」が適切な医療機関を紹介してくれることにより、紹介状、診療データの受け渡しにより、スムーズな治療や、場合によっては医療費の軽減などを受けられるメリットがある。ご高齢の方々が地域で支え、住み慣れた町で、元気に暮らしていただけるよう、保健・医療・福祉サービスを一元的に提供できる体制づくりを目指している。安心して生活を送るためには、地域医療の存在は欠かせなく、身近な「かかりつけ医」を持つことが必要と考えられることから、本制度の見直しを考えたものである。また、所得や年齢制限をなくし、高齢者をはじめ、必要とする人々のための支援方法について研究し、22年度に作成する地域福祉計画に位置付けることができるよう検討していく。

### 健康福祉 健康・食育はこね21 (箱根町健康増進計画・食育推進基本計画) について

**Q** 次の4点について伺う。  
**A** 1. 食育と栄養・食生活について  
2. 健康管理について  
3. 休養・こころの健康づくりについて  
4. たばこについて

1点目について、豊かな人間性、健全な心身を培い、生命の源となる「食」への知識や選択力の習得、健全な食生活を実践するための「食育」は生涯を通じて生活に関わってこころから、理解を広めるため、住民を対象とした事業展開や周知を図っていく。

2点目の健康管理の方法として、検診の活用を挙げている。がん検診については、受診率50%以上が目標とされているが、当町は10・35%ほどであるため、更なる受診率向上に向け、啓発や受診勧奨、さらには住民のニーズにあつた検診を取り入れ、身近な検診体制の整備に取り組んでいく。

3点目について、ストレス

過度社会の現代は誰もが心の健康を損なう可能性がある。自殺予防に向けても国を挙げて推進し、町としてもいじめ、児童虐待への迅速な対応、うつ病への理解と対処など、気軽に相談できる場の普及に取り組み、また、自殺防止対策にも焦点をあてたリーフレットを作成し、啓発に努めていく。

4点目について、本計画の中では、喫煙防止教育の推進、受動喫煙の防止や禁煙希望者への支援など位置づけされており、具体的な取り組みとして、健康の日に合わせた健康福祉フェスティバルでニコチンの害について、視聴覚教材を活用し禁煙へのPRを行った。また、国や県においても、健康増進法の制定や神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の施行など積極的に推進している。本計画の推進は町民皆さんの主体的取り組みが大切であり、町としては、きつかけづくり、継続のための支援力を注いでいく。